

統計委員会基本計画部会ワーキンググループ報告書の概要

(第12回統計委員会・第14回基本計画部会合同会議資料)

第1ワーキンググループ報告書の概要

I 趣旨及び第1ワーキンググループの検討課題等

※WG1に課せられた検討課題（公的統計整備の考え方（共通的枠組・基準関係）、統計リソースの確保・有効活用等）について、検討の背景・状況、検討に当たっての考え方・検討の進め方等を記述

II 公的統計整備の考え方（共通的枠組・基準関係）

1 統計ニーズの把握方法

- 統計委員会において関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、統計利用者のニーズへの対応について検討
- 総務省において、インターネット上の「政府統計の総合窓口」を活用し、幅広く統計の整備・改善や二次利用等に関するニーズを把握し、把握した情報を各府省と共有等

2 基幹統計の指定等の基準の明確化

基幹統計の指定は、統計委員会の意見、基本計画も踏まえ、統計法に規定された基準に該当するかどうかを個別の具体的な事例に即して判断

※ 個別判断に当たっての一般的な判断要素の例

- ① 国民生活に関連する重要な構造統計・動態統計
- ② 月例経済報告で利用されている統計
- ③ 結果の利用が法令上明記されている統計
- ④ 人や物の国際的フローを水際で捉える統計
- ⑤ 国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計
- ⑥ 各地方公共団体においても幅広く活用できる統計
- ⑦ 総務省の社会・人口統計体系(SSDSベース)に掲載されているデータの源泉となっている主要な統計
- ⑧ 経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計
- ⑨ 結果の利活用が調査・集計事項の一部にとどまらず、広範囲にわたっている統計

3 統計の評価、統計作成方法の見直し・効率化の考え方

- IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定。また、当ガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、公的統計の見直し・効率化の余地を検討
- 自己評価結果は統計委員会に報告し、統計委員会は必要に応じて意見
- 自己評価結果を承認審査等に活用し負担軽減を実施等

4 統計基準の設定

- 現行の「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」のほかに、以下の事項を新たな統計基準として設定
 - ・「日本標準職業分類」
 - ・「季節調整法の適用にあたっての基準」
 - ・「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」
- 「日本標準商品分類」及び「従業上の地位に係る分類」について研究し統計基準としての設定の可否を決定等

III 統計リソースの確保・有効活用等

1 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用

- 実査体制にも配慮しつつ、優先度を考慮した統計整備・統計調査実施時期等の全体調整
- 必要な人材の量・質のバランスに配慮した研修や人事交流の実施による中核的職員の確保

- 基本計画への予算・定員面を中心とした取組状況に関する情報共有・調整等の場を設置し基本計画を推進
- 概算要求時の「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みの活用などによる財政当局への働きかけ、また、情報提供等による定員管理当局への必要な働きかけを実施
- 府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省統計局の機能・リソースを最大限に活用。また、統計調査を効率的に実施する観点から、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討
- 緊急ニーズの対応に当たって、第一義的に行政記録及び既存統計調査結果の活用を推進。新たな調査が必要な場合には、承認審査事務の簡素化・迅速化により対応

2 実査体制（統計専任職員等）

- 地方公共団体を経由する必要がある調査の範囲を精査し、必要な見直しを実施するとともに、地方統計機構の業務量を極力平準化しよう調整
- 地方公共団体を経由する調査について、地方表章の充実を計画的に推進するとともに、上乘せ調査を地方公共団体が実施できるよう支援
- 専任費制度の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討
- 統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定め、それに応じた処遇改善等を早急に検討するとともに、統計調査員の役割や社会的重要性について調査客体に周知
- 地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体に提供する仕組みを構築
- 基本計画の審議に当たっては、地方分権改革推進委員会の審議状況に留意し、必要に応じて委員会間で情報交換を実施

3 統計職員等の人材の育成・確保

- 中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努力
- 任期付職員採用制度にも留意しつつ、府省間・国地方間・官学等の人事交流を推進
- 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努力
- 統計を主管する局・部を有する府省は、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどにより、職員の計画的育成に努力
- 海外の政府統計機関への派遣を含めた国際対応能力・経験の向上方策を推進。また、国際的な課題について、情報共有、対応策の検討等を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援
- 専門職俸給表に、統計専門職を追加することの可否を含めた研究を実施 等

4 研究開発の推進と関係機関等（学界等）との連携強化

- 公的統計に関する調査研究等の実施に当たっては、プロジェクト型（公募型・競争型）による研究等を推進。また、関係学会等から、公的統計関連の研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応
- 統計委員会は、学界等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施、また、各府省と学界等との連携強化を支援、有識者による研究の推進を促す。
- 人材育成に大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化 等

5 統計の中立性

- 統計の品質等の自己評価のガイドラインに、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の事前情報を共有する範囲・手続等について規定
- 調査の方法などの統計の作成過程についてインターネット上で公表。また、公表日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を限定する内規を整備し公開

第2ワーキンググループ報告書の概要

1. 経済統計整備の考え方

※ 経済統計の現状や、新統計法の趣旨に照らした経済統計整備の考え方などを記述するとともに、報告書内容を要約。

2. 国民経済計算の整備と一次統計との連携強化

※ 新しい統計法において、基幹統計として明記されている国民経済計算については、その作成の基礎となる一次統計との整合性を高め、精度の高い推計値を公表する必要がある。本節では、推計枠組みのほか基準年次・年次・四半期推計について、改善のための方策について検討を加えている。

(1) 国民経済計算の推計枠組みに関する諸課題

産業連関表（基本表）を含む国民経済計算体系における連携の強化、国際基準への対応、分類体系のあり方

(2) 国民経済計算の基準年次推計に関する諸課題

産業連関表（基本表）との整合性確保、制度部門・産業別クロス・ベンチマーク推計の実施、基本価格による産業連関表（基本表）・国民経済計算の推計、経済センサスにおける中間投入構造の把握

(3) 国民経済計算の年次推計に関する諸課題

三面アプローチによる GDP 推計とその調整フレームワーク、年次産業連関表の整合性確保、コモ法の構造的課題、基礎統計整備に向けた検討、価格体系に関する検討

(4) 国民経済計算の四半期推計（QE）に関する諸課題

◎主として推計方法に関する課題（主に1年以内の短期的取り組みを展望）

リビジョン・スタディの必要性、季節調整・四半期パターンの問題、基礎統計のノイズ処理、QE 推計に用いる基礎統計の選択、生産動態統計の高度利用、QE 推計における FISIM 導入、GDP 統計の透明性向上、利便性改善、基礎統計の公表早期化

◎基礎統計の整備に関する課題（主に、2～5年程度の中期的取り組みを展望）

消費関連の基礎統計、設備投資関連の基礎統計、公的需要関連の基礎統計、サービス関連統計、分配サイドの基礎統計

3. ビジネスレジスターの構築

※ 正確かつアップデートされた母集団情報の整備と各種統計調査結果及び行政記録情報

を登録することにより、新たな統計の作成をも可能とするビジネスレジスターの構築について記述している。

4. 経済社会の変化等に対応した統計の重点的な整備

※ 近年の経済活動の変化や、新たな政策課題に対応し、重点的な整備が必要な個別統計分野について記述している。

(1) サービス活動に係る統計の整備・充実

◎情報通信サービスに関する統計の整備

情報通信業の2省連携による包括的な統計調査、情報通信の利用に係る統計の改善、情報通信分野の統計担当職員の専門性の向上

◎知的財産活動に関する統計の整備

「知的財産活動調査」の充実、知的財産活動に係る統計の高度利用、知的財産活動と活動成果を捉えるための企業グループ統計の整備、人的資産への投資に関する統計情報の整備

◎サービス活動を適切に捉えるための検討

◎企業のサービス活動（組織内活動と業務外部化）に関する統計の整備

事業所に係る既存の統計の改善、「企業活動基本調査」等の企業に係る統計の充実、持株会社に係る統計の作成

(2) 新たに整備することが必要な統計分野

◎環境統計の段階的な整備

温室効果ガスに関する統計の整備、廃棄物・副産物の把握に関する統計の整備、環境分野（CO2、廃棄物等）分析用の産業連関表（加工）の作成、領域環境の統計情報

◎観光に関する統計の整備

国が行う統計調査の充実・整備、都道府県観光統計の統一基準の作成及び運用、観光サテライト勘定（TSA）の充実

(3) 企業活動の変化等に対応した統計の整備

◎労働統計の整備

Employee-employer データの作成、非正規雇用者の実態把握、地域別の失業構造の把握、労働市場のフロー統計の充実、雇用創出・消失指標の開発、公共職業安定所以外のルートも含めた労働需給の把握

◎グローバル化関連統計の整備

貿易に係る情報の高度利用、海外現地法人に関する母集団情報の充実

(4) 国の基盤の実情を明らかにする統計情報の把握

◎財政統計の整備

政府諸機関分類の国際基準との調和、政府財政統計（GFS）の整備、政府支出の機能別2桁分類（COFOG）の整備、社会保障統計と財政統計の調和

◎ストック統計の整備

ストック統計のフレームワークの再設計、ストック統計のための基礎統計整備

5. 既存の主な統計の点検・評価

※ 各省庁で分散的に実施している類似の統計を産業横断的に統合し、限られたリソースを有効に活用しつつユーザーの利便性向上を図るための方策を提示している。

(1) 利用者サイドの視点に立った産業統計の業種横断的な整備

企業活動に係る包括的な統計の構築、モノの生産活動に係る統計の共通化

(2) 基幹統計についての検討

現行の指定統計で基幹統計とすべき統計、新たに基幹統計とすべき統計、将来、基幹統計に指定することを検討すべき統計、現行の指定統計で基幹統計とすべきでない統計

基本計画部会第3ワーキンググループ報告書の概要

I 趣旨及び第3ワーキンググループの検討課題等

※WG3に課せられた検討課題（体系的整備の在り方等（人口・社会統計））について、検討の背景・目的及び検討に当たっての考え方・検討の進め方等を記述

II 基幹統計の候補等について

1 基幹統計の候補選定における基本的な考え方

※基幹統計の候補選定の考え方等について記述

2 人口・社会統計における基幹統計の候補等

○基幹統計の候補

- ・基幹統計の候補として、従来の指定統計から17統計を選定したほか、「現在推計人口」、「生命表」及び「社会保障給付費」を候補として選定

○WGの検討において特段の指摘のあった統計

- ・基幹統計になじまないと整理された統計（「日本の将来推計人口」及びいわゆるパネル調査）及び従来の指定統計等のうち、一定の整理を要するとの指摘を受けた統計等（「民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査及び国家公務員給与等実態調査」及び「船員労働統計」）について記述

III 各分野における統計整備の重点的課題

※各分野における統計整備の重点的課題に関し、基本的な考え方等を記述した上で、検討が必要な事項等について具体的に記述

1 「人口・人口動態」分野における統計整備の重点的課題

○少子・高齢化の進展等に対応した統計整備

- ・行政記録（住民基本台帳データ）の活用による人口移動統計の充実
- ・「住民基本台帳に基づく人口・人口動態・世帯数」の把握時期の見直し、集計の充実
- ・「人口動態統計」における集計の充実

○「国勢調査」の改善（27年以降の調査における更なる改善・見直しなど）

○日本在住の外国人に関する統計整備

- ・「人口動態統計」における外国人に関する集計の充実（特に年齢別）
- ・「登録外国人統計（在留外国人統計）」及び「出入国管理統計」における集計の充実

2 「家族・暮らし・居住・余暇・レジャー」分野における統計整備の重点的課題

○少子化、ワークライフバランス等関連の統計整備

- ・配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化に直結するデータの大規模標本による把握
- ・女性の就業（就職・離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳しく分析する観点からの統計の整備

○地域コミュニティ活動等に関する統計整備

- ・「社会生活基本調査」におけるNPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する調査事項・集計内容の見直し

- 家計・個人消費に関する統計の改善
 - ・「家計の個計化」の状況のよりの確な把握
 - ・モニター方式の調査採用の検討
- 住宅・土地に関する統計体系の整備（「住宅・土地統計調査」と「国勢調査」の関係や在り方、「住宅・土地統計調査」への「住生活総合調査」の統合の是非、ハードウェア面だけでなく、価格、購入者、経済状況等の経済・家族面の把握等の観点からの検討）

3 「労働・雇用」分野における統計整備の重点的課題

- 働き方の多様化に対応した統計整備
 - ・有期雇用契約期間のより詳細な把握など
- 労働時間の捉え方に係る改善・工夫
 - ・実労働時間のより適切な把握（世帯サイドの雇用・労働統計の改善）
 - ・労働時間を捉えた統計の有効活用（「社会生活基本調査」への分析事項の追加）
- 雇用変動（雇用創出・雇用消失）の捉え方に関する統計の整備
 - ・「雇用動向調査」における推計手法等の検討

4 「福祉・社会保障」分野における統計整備の重点的課題

- 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備
 - ・「社会保障給付費」と各種国際基準に基づく統計との整合性の向上
- 「国民生活基礎調査」の改善
 - ・所得票・貯蓄票を用いた都道府県別表章を可能とする改善（標本規模の拡大など）
 - ・5種類の調査票（世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票）に関する、相互のクロス分析等の充実

5 「医療・健康・介護」分野における統計整備の重点的課題

- 行政記録等の活用による統計調査の効率化及び記入者負担の軽減
 - ・「医療施設調査」及び「患者調査」における行政記録等の活用の検討
- 医療費に関する統計の国際比較性の向上

6 「教育」分野における統計整備の重点的課題

- 学校教育関連統計の整備
 - ・暴力行為、不登校、いじめ等に係る統計調査の改善（より客観的な基準の設定等）
 - ・「学校基本調査」又は「学校教員統計調査」における改善（非常勤教員に係る項目の追加など）
 - ・「学校保健統計調査」における改善（心の健康、生活習慣病等に関する項目追加など）
- 社会教育関連統計の整備
 - ・社会教育施設等の利用者サイドの情報（利用率、参加率等）の把握等
- 教育機能の総合的な把握
 - ・社会生活や雇用・労働等と教育の関係の分析のための統計整備（関連調査への学歴等の教育関連項目の追加）
 - ・学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を捉える統計の整備
 - ・学校外学習に係る実態把握（「子どもの学習費調査」への項目の追加）

7 「安心・安全」分野における統計整備の重点的課題

- 「犯罪被害実態（暗数）調査」の精度向上（サンプル数の拡充など）

基本計画部会第4ワーキンググループ報告書の概要

I 趣旨及び第4ワーキンググループの検討課題等

※第4WGに課せられた検討課題（統計の作成関係（行政記録情報の活用、民間事業者の活用の在り方等）、統計の利活用関係（オーダーメイド集計等の提供等）、IT活用方策）について、検討の背景・目的、検討に当たっての考え方、検討の進め方等を記述

II 統計の作成関係

1 行政記録情報の活用

- 経済センサスへの労働保険及び雇用保険の事業所情報の活用
- 住民基本台帳データを活用した住民基本台帳人口移動報告の表章の詳細化の早期実現（地方公共団体に説明し、地方公共団体の了解を得た上での早期の実現）
- 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用
- オーダーメイド集計の形態による税務データの活用
- 統計調査の実施計画の策定に当たり、当該統計の整備に活用できる行政記録の有無、活用の効果等について事前に調査・検討することを原則化（必要に応じ総務省から行政記録保有機関に対して協力要請）
- 行政記録保有機関において、合理的な理由に基づいて行政記録を提供することが困難な場合、その代替措置として、オーダーメイド集計の形態による集計表の作成等に対応（費用等は、統計作成機関が負担）
- 行政記録の活用について、行政記録保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策等の検討 等

2 民間事業者の活用の在り方

- 民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等（特に、「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、積極的に民間事業者を活用）
- 国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査に係る「調査員による実査」業務での活用については、その可能性を慎重かつ十分に検討
- 平成○年度末までに「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映
- 平成○年度に統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討の場を設置
- 統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じて、民間事業者の履行能力の実態把握等を行い、平成○年度にこれらの情報の共有化を図るための場を設置 等

3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実

【広報・啓発】

- 各統計調査の結果を利用することの有用性や調査に協力しなかった場合に生じるおそ

れのある不都合などについて具体的に理解できるような広報の実施

- 調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で掲載するための具体的方策を平成○年度までに策定し、ホームページの掲載内容等を改善

【非協力者への対処方針】

- 統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策を平成○年度までに検討

【統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充】

- 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実 等

Ⅲ 統計の利活用関係

1 オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供

- 「委託による統計の作成等に係るガイドライン」（仮称）及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（仮称）に基づき、二次利用に係る事務処理を適切に実施
- 毎年度当初に、当該年度に二次利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容等を盛り込んだ二次利用に関する年度計画を策定・公表
- 二次利用に関する年度計画及び前年度における二次利用の実績を取りまとめ、法の施行状況の報告と併せ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告
- 基幹統計調査の中から二次利用の対象とする統計調査とサービスを選択した上で、平成 21 年度から、二次利用に係る事務処理を適切に開始し、平成 22 年度以降、順次、二次利用の対象とする統計調査や提供するサービスを拡大
- 二次利用のニーズに適切に対応し、毎年度、人的、予算的なリソースの確保について最大限努力
- 平成 21 年度早期に独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が二次利用の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を実施 等

2 統計データ・アーカイブの整備

- 各府省や政令規定法人、有識者、統計関連学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブ整備検討会議（仮称）を設置し、その整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲・保存方法等を検討（総合科学技術会議や統計関連学会等に対し協力を要請）
- 基幹統計調査に係る調査票情報データ、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管・管理方法等を内容とするガイドラインを平成○年度までに策定
- 統計センターが各府省からの調査票情報データ、匿名データ等の保管・管理の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を実施

3 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有の推進

政府統計共同利用システム等を活用し、最適化計画に基づく府省間でのデータの共有の推進に積極的に取り組むとともに、フォローアップ及び必要に応じて最適化計画の見直しを実施

4 ITの利活用に関する研究開発

SNA等の加工統計の構築プロセスなど、高度IT利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進（総合科学技術会議等に対し協力を要請） 等